

(宛先) 古賀市長

日付は記入不要です!

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和3年4月～令和3年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の

1. 申請者と認定子どもとが同一人物であることを古賀市が確認すること。
2. 実際に利用していることを古賀市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を古賀市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を古賀市が確認すること。

記入例

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	コガ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和60年6月1日
氏名	古賀 太郎	古賀	父	現住所	古賀市駅東〇-〇-〇
※償還払いの場合の振込先は申請者名義				電話	090-0000-0000

押印を忘れずに!

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	平成28年10月1日	フリガナ	コガ ナナ
年月日～年月日の間の住所		氏名	古賀 菜々
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
×××	古賀	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	古賀	口座名義(カタカナ)	コガ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出して下さい。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

①	フリガナ	△△ホイクエン	所在地	〒800-0000
	施設名	△△保育園	所在地	◆◆市◆◆〇-〇-〇 電話: 092-000-0000
契約している利用料※2		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 35,000 円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名		所在地	電話:
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名		所在地	電話:
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設名				
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設名				
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：	
	施設名				
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業	支払額合計	月額上限額	請求額 (cとdを比較して)
<p>記入不要です！！</p> <p>(施設から交付される領収書兼提供証明書に基づいて古賀市で記入します。)</p>					
					円
					円
					円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数